玄海原発再稼働に関する要請書

事業者の当然の責任として 公開の住民説明会の開催を求めます 2015 年 10 月 6 日

九州電力(株)代表取締役社長 瓜生道明 様

玄海原発プルサーマルと全基をみんなで止める裁判の会代表 石丸初美 プルサーマルと佐賀県の100年を考える会 共同世話人 野中宏樹

貴社は川内原発1号機について、火山、地震、過酷事故対策、避難計画など、問題山積の上に、地元住民の理解も得ないままに再稼働を強行しました。いまだ収束しない福島原発事故の甚大な犠牲を踏みにじるものであり、私達は、ここに何度でも抗議の意を表明します。

田中俊一・原子力規制委員会委員長は規制基準に合格したからと言って「安全とは申し上げない」と公言しました。そうした緩すぎる基準の下での再稼働に対して、これまで多くの市民が不安や疑問の声をあげてきましたが、九電はそれらに真摯に答えず、また慎重さを求める専門家の意見さえも聞き入れませんでした。

鹿児島県のみならず宮崎県、熊本県など各地の自治体議会からは住民説明会開催の陳情が相次いで採択されましたが、九電は無視し続けています。住民の不安と不信は高まるばかりです。

次に再稼働をもくろむ玄海原発においては、九電主催の住民説明会の開催について、瓜生 社長は9月4日の記者会見において「現時点で考えていない」と否定されました。同3日の 佐賀県議会原子力安全対策等特別委員会においても山元春義取締役は同様の発言を公式にさ れました。

それを受けて、山口祥義佐賀県知事は同 16 日の県議会一般質問において「事業者として説明責任はある」と答弁しましたが、当然のことです。

玄海原発でひとたび大事故が起きれば、私達の故郷が放射能によって汚染され、二度と帰れなくなるのです。命が傷つけられるのです。被害者になる可能性のある地域住民に対して、住民説明会を自ら開催し、事業当事者として当然の説明責任を果たすことを拒否する貴社の態度に不信感を覚えます。社長自らよく使われる"フェイス・トゥ・フェイス"というフレーズは全くの詭弁ではありませんか。

2005年のプルサーマル説明会や2011年の再稼働説明番組において古川康前佐賀県知事と 共謀して『やらせ』事件を引き起こし、住民を欺いたという事実を私達は決して忘れていま せん。『自主・民主・公開』をうたう『原子力基本法』にも反するこの行為に対して九電は、 社会的、道義的責任を果たす重大な義務があることをもう忘れてしまったのでしょうか。

私達は、避難計画を策定することが義務づけられた佐賀県、長崎県、福岡県の原発 30 キロ圏内の8市町すべてと、求めがあれば大飯原発差止めを命じた福井地裁判決で被害の及ぶ範囲として認められた 250 キロ圏の自治体において、九電主催で公開の場で住民説明会を開催することを求めます。

当然のことながら、これらの住民や自治体の理解と納得が得られるまでは再稼働など許されません。

以下、要請いたします。どのように対応されるのか、1 か月以内の回答を求めます。

【要請事項】

貴社は営利を目的とした民間の一企業にすぎません。しかし、一般企業と違って電力会社は特別な企業として、国の基準を盾にとってあらゆる面で保護されています。私達は、フクシマの事故の責任は誰一人取っていないことに怒りをぬぐえません。玄海原発で万が一事故が起きれば、地域住民はもとより不特定多数の国民に多大なる被害を及ぼす可能性がある玄海原発の再稼働に関し、九州電力が説明責任を果たすのは当然のことです。

玄海原発再稼働について、原発30キロ圏内の自治体すべてと、求めがあれば250キロ圏の自治体において、貴社主催で公開の場で住民説明会を開催することを求めます。

以上

【連絡先】玄海原発プルサーマルと全基をみんなで止める裁判の会

〒840-0844 佐賀市伊勢町 2-14

TEL: 0952-37-9212 FAX: 0952-37-9213 携带: 090-3949-2103 (永野)